

【参考】 運搬送水について（第 5 回_2023.3.22 抜粋）

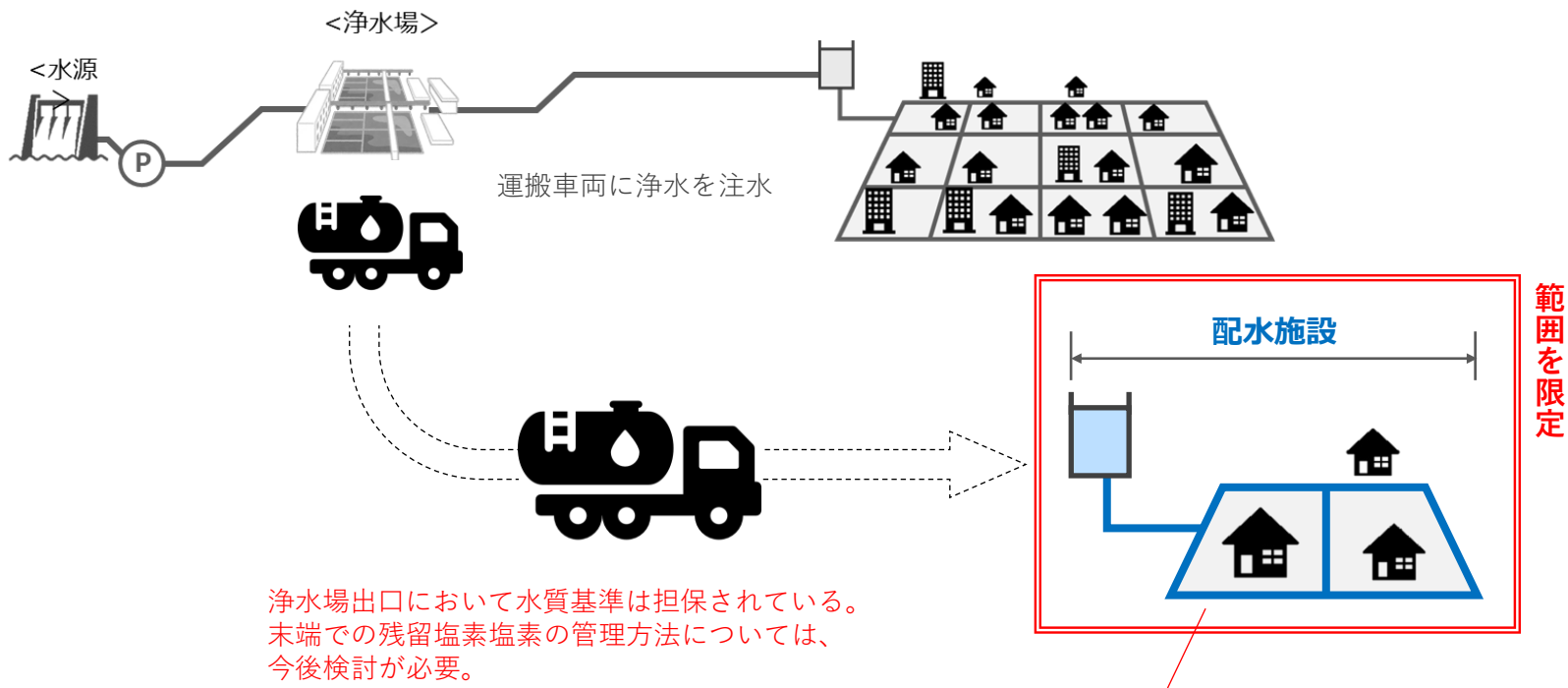
【第 6 回】 2023.6.27

水道の諸課題に係る有識者検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

運搬送水について

- ▶ 一方、下記のように範囲を限定して考えれば、配水池以降は水道法上の「水道」である。

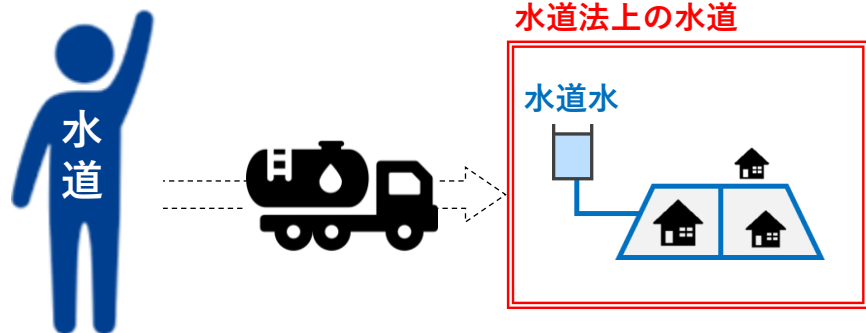


- ・ 「運搬送水」は、現在水道法上の水道に位置づけられないが、配水池以降については水道法上の「水道」である。

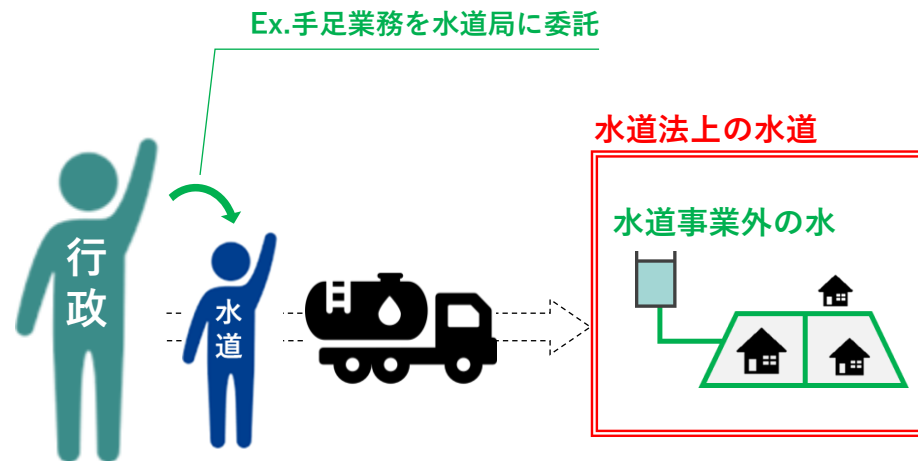
運搬水について

- ▶ 配水池以降は水道法上の「水道」であるが、「水道事業」として行うかどうかについては個別に判断されるもの。
- ▶ 実施主体としては、「**水道事業**として実施する場合」、「**水道事業以外の行政**として実施する場合」が考えられる。

水道事業として実施する場合



(水道事業以外の) 行政として実施する場合



※宮崎市の場合、作業は宮崎市上下水道局が実施（受託）している。